

1. 開会日時・場所

日時 令和3年6月25日(金) 午後2時00分
 場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員 19名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	田坂 友彦	2番	寶田 清隆	3番	新庄 實雄
4番	佐々木 昭和	5番	井長 哲	6番	阪井 瑞枝
7番	橋本 宏明	8番	信藤 延夫	9番	上田 励二
10番	堀本 隆司	11番	山口 郁恵	12番	久留本 忠美
13番	河村 博	14番	花山 哲男	15番	今田 正道
16番	郷谷 幸男	17番	林 壽彦	18番	山口 龍子
19番	武郷 勝巳				

欠席委員

なし

農地利用最適化推進委員の出席状況 議席番号・氏名 次のとおり

20番	為清 敏治	21番	池原 幸伸	22番	宮崎 幸男
23番	山本 明雄	24番	兼光 一美	25番	平岡 順二
26番	岡本 恒明	27番	宮岡 恒輔	28番	岡田 利文
29番	佐々木 豊彦	30番	吉国 幹夫	31番	大崎 恒生
32番	助政 春三	33番	—	34番	高下 義彦
35番	廉 賢治	36番	宮本 洋子	37番	—
38番	向井 浩司				

欠席委員

33番 戸野 勉 37番 松廣 真治

3. 議事録署名人

6番 阪井 瑞枝 16番 郷谷 幸男

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 東 徹 主任 茂見 鉄平 主事 檀上 周
 農林水産課 主事 河野 夏月

5. 審議事項

第43号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
 第44号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
 第45号議案 農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について
 第46号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
 第47号議案 非農地証明申請について
 第48号議案 農用地利用集積計画について
 第49号議案 農用地利用配分計画について
 第50号議案 農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについて

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. 三原市農業振興施策と関係予算について
3. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

－議長開会挨拶－

議長 本日の出席委員は 19 名中、19 名で定足数に達しておりますので、第 6 回総会は成立しております。
会議規則第 16 条の規定により、議長において議事録署名者に、6 番 阪井委員、16 番 郷谷委員を指名します。

議事日程は、日程第 1 を第 43 号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、最初に報告協議事項 2 「令和 3 年度三原市農業振興施策と関係予算」についての説明を受け、続いて、日程第 6 第 48 号議案から日程第 7 第 49 号議案を先に審議します。

それでは、「令和 3 年度三原市農業振興施策と関係予算」について、担当課より説明をお願いします。

事務局 (農林水産課担当者説明)

議長 担当課からの説明が終わりました。
質問などはありませんか。

・・・質疑が終了・・・

議長 それでは、「令和 3 年度三原市農業振興施策と関係予算」についての説明を終了します。
説明をいただいた農林水産課の職員は退席します。
お疲れ様でした。

議長 これからは審議事項の議題に入ります。
議案書をご覧ください。

議長 日程第 6 第 48 号議案を上程します。
「農用地利用集積計画」について、三原市長から決定を求められるものです。
第 48 号議案に係る資料 48 の第 1 番から第 86 番について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 議案書 17 ページをご覧ください。第 48 号議案 農用地利用集積計画について説明します。

この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用し、農業経営基盤強化促進法の規定により利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により決定を求めるものです。

今回、農地の貸し手から農地中間管理機構に利用権設定を計画する農用地は、議案書の中で記載の「地域別面積集計」に記載しております。

〇〇地域から件数 33 件、筆数 86 筆、面積 192,529 m²が提出されています。

なお、利用権を設定する農用地については、資料 48 の 2 ページに記載しています。

今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。

以上で説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。
農用地利用集積計画の第 1 番から第 86 番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、農用地利用集積計画について、資料 48 の第 1 番から第 86 番は、原案のとおり承認決定されました。

- 議長 次に、日程第7 第49号議案を上程します。
「農用地利用配分計画」について、三原市長からの諮問です。
第49号議案に係る資料49の第1番から第86番について審議します。
本議案は、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の「議事参与の制限」の規定により2回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議します。
担当者の説明を求めます。
- 事務局 議案書18ページをご覧ください。第49号議案 農用地利用配分計画の諮問について説明します。
該当する農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理機構から農地の受け手に対して農地の貸し付けを行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求めるものです。
今回、農地の受け手に対して貸し付けを計画する農用地は、議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。
〇〇地域にて件数2件、筆数86筆、面積192,529㎡について意見を求めます。
利用権を設定する農地については、資料49の2ページに記載しておりますのでご覧ください。以上で全体説明を終わります。
- 議長 これからは、個別に審議します。
はじめに、資料49の農用地利用配分計画、第86番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

それでは、担当者の説明を求めます。
- 事務局 それでは説明いたします。第86番については、〇〇地域から件数1件、筆数1筆、面積2,312㎡を株式会社〇〇が受けるものです。以上で説明を終わります。
- 議長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。
農用地利用配分計画の第86番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議長 挙手全員であります。
よって、農用地利用配分計画について、資料49の第86番は、原案のとおり承認されました。
〇〇番委員は入室してください。

・・・委員入室・・・
- 議長 続いて議事を進行します。
資料49の農用地利用配分計画の第1番から第85番を審議します。
それでは担当者の説明を求めます。
- 事務局 それでは説明いたします。
第1番及び第85番については、〇〇地域から件数32件、筆数85筆、面積計190,217㎡を農事組合法人〇〇が受けるものです。
以上で説明を終わります。
- 議長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。
農用地利用配分計画の第1番から第85番を原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、農用地利用配分計画について、資料49の第1番から第86番は、全て原案のとおり承認されました。

ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので退席します。お疲れ様でした。

議 長 次に、日程第1 第43号議案を上程します。
農地法第3条の規定による許可申請について、第59件から第63件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページをご覧ください。第43号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

初めに、申請の取り下げについて報告します。

議案書2ページの第63件のうち、久井町山中野〇〇につきまして、申請者から「農地の譲渡を取りやめたため、申請を取り下げる」との連絡がありましたので、議案から削除をお願いします。なお、削除に伴い、議案書3ページに記載の申請地の合計は7筆、10,220㎡になりますので、合わせて修正をお願いします。

それでは議案の説明をいたします。

第59件は、〇〇から、本郷町船木の〇〇が、本郷町船木〇〇 地目：田 125㎡を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第60件は、〇〇から、尾道市高須町の〇〇が、本郷町船木〇〇 地目：畑 30㎡を、農業経営を行うため譲り受けるものです。当該案件は、第5回定例総会において、別段面積の特例区域が設定された農地です。

第61件は、〇〇から、本郷町上北方の〇〇が、本郷町上北方〇〇 ほか3筆 地目：田3筆 畑：1筆 合計4,873㎡を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第62件は、株式会社〇〇から、本郷町南方の〇〇が、本郷町南方〇〇 地目：畑 187㎡を、所有農地に隣接しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。

第63件は、〇〇から、久井町山中野の〇〇が、久井町山中野〇〇 ほか6筆 地目：田合計10,220㎡を、自宅から近く、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

以上、第59件から第63件の案件は、全て農地法第3条の許可要件を満たしております。農地法第3条による許可申請の説明は以上です。

議 長 地元委員の調査報告を求めます。

7 番 第59件と第60件が担当案件のため、続けて報告いたします。

第59件については、6月18日に28番推進委員及び司法書士と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり問題ありません。

第60件についても、同じく6月18日に28番推進委員及び司法書士と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり問題ありません。

17 番 第61件は、6月20日に27番推進委員と現地確認を行いました。譲受人の〇〇が今年度中に水稻を植え付ける計画であります。以上です。

4 番 第62件は、6月18日に譲受人さんと29番推進委員とで現地確認いたしました。3条の必要条件は満たしていますので問題ありません。

3 番 第63件は、事務局の説明どおり〇〇の分だけ取り下げていて、後は譲受人の〇〇は熱心な方で農地の方もきれいにされており、特に問題ありません。

議 長 地元委員の調査報告は、承認であります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第3条の規定による許可申請、第59件から第63件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、農地法第3条の規定による許可申請の本案は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長 次に、日程第2 第44号議案を上程します。
農地法第4条の規定による許可申請について、第17件から第20件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをお開きください。第44号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

第17件は、〇〇が、小泉町〇〇 地目：田 20㎡について、墓地に転用するもので、内容は墓石1基、法名碑1基です。

第18件は、〇〇が、本郷南6丁目〇〇 地目：畑 147㎡について、駐車場に転用するもので、内容は駐車場6区画です。

なお、本件は転用の許可を得ることなく、駐車場として利用されており、無断で転用していることから、始末書の提出を求めて提出されています。

許可基準は、農地法第4条第6項第1号ロ(1)「市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

第19件は、〇〇が、本郷町船木〇〇 地目：田 56㎡ 併用地を含めて合計78㎡について、進入路に転用するものです。

第20件は、〇〇が、大和町和木〇〇 ほか1筆 地目：田 合計4,582㎡について、農地改良のため一時転用を行うもので、内容は嵩上げ2.7m、転用期間は許可後3年間です。

許可基準は、農地法施行令第4条第1項第1号「一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること」に該当します。

第18件及び第20件を除く、第17件及び第19件は、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、許可基準は「農地法第4条第6項第2号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法第4条に係る許可申請についての説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

15番 第17件は、6月23日に23番推進委員と現地確認いたしました。申請地は本郷支所より南に約7kmに位置し、自宅の近くに墓地の移転をしたいということで申請されています。農地区分は第二種です。

17番 第18件は、27番推進委員と6月20日に現地確認を行いました。先ほどの事務局の説明どおりで問題ありません。農地区分は第三種です。

7番 第19件は、6月18日に28番推進委員と現地確認を行いました。申請地は本郷支所より北西約3.9キロ、〇〇付近に位置します。〇〇工事に伴い進入路が必要になったもので、事務局の説明どおり問題ないと思います。農地区分は第二種農地です。

9番 第20件は、6月21日に37番推進委員と現地確認いたしました。事務局の説明どおり、農地改良が3年間で許可基準に問題ないと思います。農地区分は第一種農地です。

議長 地元委員の調査報告は承認であります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第4条の規定による許可申請、第17件から第20件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、農地法第4条の規定による許可申請の本案は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。
可決されました第20件については、農地法第4条第4項及び第5項の規定により広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には、許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。

議長 次に、日程第3 第45号議案を上程します。
農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、第3件から第5件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページをお開きください。第45号議案 転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。

第3件は、当初、株式会社〇〇が、本郷町本郷〇〇ほか1筆（東本通土地区画整理区域内・仮換地〇〇街区〇〇）について、平成28年10月26日付けで農地法第5条許可指令を受け、分譲宅地を造成しましたが、〇〇が継承し、住宅を建設することとなったため、事業計画を変更するものです。

事業計画変更後の農地転用については、第46号議案 農地法第5条の規定による許可申請第69件において審議いただきます。

第4件は、当初、〇〇が、本郷町本郷〇〇ほか1筆（東本通土地区画整理区域内・仮換地〇〇街区〇〇、〇〇）について、昭和63年11月10日付けで住宅建設として農地法第5条許可指令を受けましたが、その後、区画整理事業の計画が立ち上がり建設に至らなかった中で、この度、仮換地指定がなされ、株式会社〇〇が継承し住宅を建設することとなったため、事業計画を変更するものです。

事業計画変更後の農地転用については、第46号議案 農地法第5条の規定による許可申請第70件において審議いただきます。

第5件は、当初、〇〇株式会社が、沼田東町末光〇〇ほか35筆について、令和2年11月19日付けで太陽光発電施設として農地法第5条許可指令を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業計画全体に遅延が生じていた中、事業の権利を株式会社〇〇が承継することとなったため、事業計画を変更するものです。

事業計画変更後の農地転用については、第46号議案 農地法第5条の規定による許可申請第67件において審議いただきます。

転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農地転用許可後の事業計画変更承認申請、第3件から第5件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、転用許可後の事業計画変更承認申請の本案は、原案のとおり承認決定することに決しました。

議 長

次に、日程第4 第46号議案を上程します。
農地法第5条の規定による許可申請について、第65件から第77件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案書7ページをお開きください。第46号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

第65件は、〇〇から〇〇が、沼田東町本市〇〇 地目：畑 178㎡ について、所有権の移転を受け、駐車場及び倉庫に転用するもので、内容は駐車場3区画及び倉庫1棟です。

なお、本件は転用の許可を得ることなく、倉庫を設置しており、無断で転用していることから、始末書の提出を求めて提出されています。

第66件は、〇〇から〇〇株式会社が、沼田東町末広〇〇 地目：畑 730㎡ について、地上権を設定し、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル151枚、7棟、発電量49.5kw規模です。

第67件は、先ほど第45号議案で審議いただいた事業計画変更の案件です。〇〇株式会社から株式会社〇〇が、沼田東町末光〇〇 外35筆 地目：田 24筆 5,594㎡ 地目：畑 12筆 2,515㎡、併用地：宅地 442.97㎡ 合計8,551.97㎡ について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル1,936枚、68棟、発電量499.5kw規模です。

第68件は、〇〇から株式会社〇〇が、幸崎久和喜〇〇 地目：田 777㎡ について、所有権の移転を受け、駐車場及びアンテナ基地局に転用するもので、内容は高所作業車等5台及びアンテナ基地局です。

なお、アンテナ基地局は平成17年3月頃にすでに設置されており、申請者からは顛末書が提出されています。

第69件は、先ほど第45号議案で審議いただいた事業計画変更の案件です。株式会社〇〇から〇〇が、本郷町本郷〇〇 ほか1筆 地目：田 合計265㎡、東本通土地区画整理区域内・仮換地〇〇街区〇〇 227.25㎡ について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は住宅1棟です。

第70件は、先ほど第45号議案で審議いただいた事業計画変更の案件です。〇〇から株式会社〇〇が、本郷町本郷〇〇 ほか1筆 地目：畑 合計443㎡ 東本通土地区画整理区域内・仮換地〇〇街区〇〇ほか1筆 434.07㎡ について、所有権の移転を受け、宅地及び駐車場に転用するもので、内容は住宅2棟及び駐車場4区画です。

第69件及び第70件の許可基準は、「農地法第5条第2項第1号ロ(1)：市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

第71件は、〇〇から〇〇が、本郷町船木〇〇 地目：田 14㎡ について、所有権の移転を受け、進入路に転用するものです。

第72件は、〇〇から〇〇が、本郷町船木〇〇 地目：田 15㎡ について、所有権の移転を受け、進入路に転用するものです。

第73件は、〇〇から〇〇が、本郷町船木〇〇 地目：田 22㎡ について、所有権の移転を受け、進入路に転用するものです。

第74件は、〇〇から株式会社〇〇が、本郷町上北方〇〇 ほか1筆 地目：田 合計1,567㎡ について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル324枚、4棟、発電量49.5kw規模です。

第75件は、〇〇から株式会社〇〇が、久井町山中野〇〇 地目：田 395㎡ について、所有権の移転を受け、駐車場に転用するもので、内容は駐車場5区画です。

第76件は、〇〇から〇〇が、大和町篠〇〇 地目：田 3,671㎡ について、所有権の移転を受け、併用地：原野516㎡ とともに太陽光発電施設及び駐車場に転用するもので、内容は太陽光パネル288枚、10棟、発電量49.5kw規模、駐車場3区画です。

第77件は、〇〇から〇〇合同会社が、大和町和木〇〇 地目：田 2,227㎡ について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル288枚、7棟、発電量49.5kw規模です。

第69件及び第70件を除く申請地は、いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、許可基準は「農地法第5条第2項第2号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法第5条に係る許可申請についての説明は以上です。

議 長

地元委員の調査報告を求めます。

- 2 番 第 65 件から第 67 件まで続けて行います。
第 65 件は、6 月 20 日に 24 番推進委員と現地を確認しました。申請地は国道 2 号線〇〇橋南詰から東へ 500 メートルのところですか。民家に挟まれた場所でありまして、借家でお貸しするところに駐車場がないために、駐車場を設けるということです。問題ないと思います。申請地の農地区分は第二種です。
続きまして第 66 件、同じく 6 月 20 日に 24 番推進委員と現地を確認しました。申請地は県道三原竹原線の〇〇橋より北へ約 700m 入った山麓地です。事務局の説明どおり、周りに迷惑をかけないし問題ないと思います。農地区分は第二種です。
続きまして第 67 件、同じく 6 月 20 日に 24 番推進委員と現地を確認しました。申請地は、同じく県道三原竹原線沿い、〇〇から幸崎へ通じる道路を約 2k m ほど行った右側の山間地でありまして。これは前回確認しまして、現状変わりありませんし、事務局の説明どおりで問題ないと思います。農地区分は第二種です。
- 12 番 第 68 件は、6 月 20 日に 25 番推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり問題ないと思います。よろしくお願ひします。農地区分は第二種です。
- 17 番 第 69 件、第 70 件と合わせて説明いたします。
第 69 件、東本通土地区画整理事業区域内で、事務局の説明どおりで問題ありません。農地区分は第三種です。
第 70 件、これも同じく東本通土地区画整理事業の関係で、事務局の説明どおりで問題ありません。農地区分は第三種です。
- 7 番 第 71 件から第 73 件まで関連案件のため、まとめて報告します。
6 月 18 日に 28 番推進委員と現地確認を行いました。申請地は、本郷支所より北西 3.9k m の〇〇の進入路に位置します。3 件とも〇〇工事に伴うもので、進入路が必要になったもので問題ないと思います。農地区分はいずれも第二種農地です。
- 17 番 第 74 件、6 月 20 日に 27 番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで問題ありません。農地区分は第二種です。
- 3 番 第 75 件、1 番委員、31 番推進委員、33 番推進委員と現地確認をいたしました。事務局の説明どおりで、事業計画図のとおり事業を行うのでよろしくお願ひしますということでした。第二種農地です。
- 11 番 第 76 件、6 月 18 日に 35 番推進委員と現地確認をいたしました。事務局の説明どおりで問題ありません。農地区分は第二種です。
- 9 番 第 77 件、6 月 21 日に 37 番推進委員と現地確認をいたしました。問題ないと思います。農地区分は第二種です。
- 議 長 地元委員の調査報告は承認であります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第 5 条の規定による許可申請、第 65 件から第 77 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願ひします。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、農地法第 5 条の規定による許可申請の本案は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。
可決されました第 67 件及び第 76 件については、農地法第 5 条第 3 項及び第 5 項の規定により広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には、許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。

議 長 次に、日程第5 第47号議案を上程します。
非農地証明申請について、第19件から第23件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書13ページをお開きください。第47号議案 非農地証明申請について説明します。
第19件は、〇〇・〇〇から、本町2丁目〇〇 ほか8筆 地目：畑 合計1,595㎡について、平成元年頃から耕作放棄し現在に至り、現況地目：山林として申請されています。
第20件は、〇〇から、中之町2丁目〇〇 ほか2筆 地目：畑 合計515㎡について、平成元年頃から耕作放棄し現在に至り、現況地目：山林として申請されています。
第21件は、〇〇から、八幡町籾〇〇 ほか11筆 地目：田9筆 畑：3筆 合計6,904㎡について、平成元年頃から耕作放棄し、現況地目：原野・山林として申請されています。
第22件は、〇〇から、沼田西町松江〇〇 ほか3筆 地目：田 合計660㎡について、昭和47年7月に住宅を建築し現在に至り、現況地目：宅地として申請されています。
第23件は、〇〇から、大和町上徳良〇〇 地目：田 1,132㎡について、平成20年頃から耕作放棄し現在に至り、現況地目：原野として申請されています。
申請地は、いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当します。非農地証明申請についての説明は以上です。

議 長 地元委員の調査報告を求めます。

8 番 第19件、6月21日に21番推進委員と現地を確認しました。三原駅から北へ約1kmに位置し、すでに山林化されており問題ないと思います。第一種農地です。

16 番 第20件、6月19日に20番推進委員と現地確認をしました。山林化してまして、農地へは復元できないと思います。第二種です。

8 番 第21件、6月19日に21番推進委員と現地を確認しました。現地は市内から10kmほど北に入ったところで、現地は山林化しており、事務局の説明のとおり問題ないと思います。第一種農地です。

15 番 第22件、6月23日に23番推進委員と現地を確認しました。申請地は本郷支所から約南へ3キロの位置です。事務局の説明どおり、すでに昭和47年から住宅が建てられているため復元が困難と考えられます。農地区分は第二種です。

6 番 第23件、6月20日に申請者の〇〇と34番推進委員と現地を確認しました。事務局の説明どおりで、山の中腹で荒れていて困難な状況でした。現地は山林になっています。農地区分は第二種です。

議 長 地元委員の調査報告は、承認であります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
非農地証明申請、第19件から第23件について、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手多数であります。
よって、非農地証明申請、第19件から第23件については申請どおり決しました。

議 長 次に、日程第8 第50号議案を上程します。
農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の定めについて、第10件から第11件を審議します。
事務局の説明を求めます。

- 事務局 議案書 19 ページをお開きください。第 50 号議案 農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについて説明します。
- 本議案は、農業委員会が定める別段の面積を定める区域である特例区域の設定を求めるものです。
- 第 10 件は、本町 2 丁目の〇〇が所有する、糸崎 4 丁目〇〇 ほか 3 筆 地目：畑 合計 273 m²について、高齢で耕作が困難な農地があり、取得したい新規就農者がいるため、特例区域の設定を申し出たものです。
- 第 11 件は、安芸高田市吉田町の〇〇が所有する、久井町下津〇〇 ほか 2 筆 地目：畑 合計 279 m²について、空き家を譲り受ける予定があり、合わせて付随する農地を譲り受けて耕作したいため特例区域の設定を申し出たものです。
- 第 10 件については、別段面積の特例区域設定要綱第 2 条第 1 項第 2 号の設定基準「担い手への農地集積が見込まれず、かつ、荒廃農地又は将来荒廃農地となるおそれがある農地であること」に該当します。
- 第 11 件については、別段面積の特例区域設定要綱第 2 条第 1 項第 1 号の設定基準「空き家に付随する農地であること」に該当します。
- 農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについての説明は以上です。
- 議 長 地元委員の調査報告を求めます。
- 16 番 第 10 件、6 月 19 日に 20 番推進委員と現地確認をしました。事務局の説明どおりで問題ありません。
- 14 番 第 11 件、6 月 21 日に 13 番委員、30 番推進委員、32 番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおり、〇〇の家がこの空き家の土地に隣接しております。畑の方も今現在野菜を植えられて、綺麗になっておりました。宅地も隣地ですので、別に問題ないと思います。よろしくお願いたします。
- 議 長 地元委員の調査報告は、特例区域の設定について承認であります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- ・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。本議案に賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。よって、「農地法第 3 条第 2 項第 5 号及び農地法施行規則第 17 条第 2 項に規定する別段面積の特例区域設定要綱」に基づく別段面積の特例区域の定めは、原案のとおり決しました。
- 議 長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。事務局の説明を求めます。
- 事務局 1 農地法関係諸証明事務等について
 ○農地法第 3 条の 3 第 1 項(権利取得の届出) 3 件
 ○農地法第 5 条の規定による農地転用届出受理 3 件
 ○農地法第 5 条の規定による許可不要案件 2 件
 ○事業計画変更届出受理 1 件
 ○登記官等からの農地転用事実に関する照会 2 件
- 2 その他
 ○三原市都市計画審議会委員の選任について
- 事務局 三原市都市計画審議会は、都市計画を決定する場合における事前審議や都市計画に関する事項の調査審議などを行います。三原市長から、学識経験のある者として 1 名の推薦の依頼がありました。委員の任期は、令和 3 年 8 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日までです。
- なお、本件については、これまで会長に就いていただいております。令和 3 年 7 月 31 日で任

期満了となります。審議会の所掌事務が都市計画に関することであるため、都市計画区域を担当地区とする委員の中から、16委員が推薦されることを提案します。

議 長 　　ただ今、事務局から提案がありました、16委員を推薦することについて、ご異議ございませんか。

　　・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 　　異議なしと認めます。「三原市都市計画審議会委員の選任について」は、事務局提案のとおり決定します。

○今後の日程

令和3年第7回定例総会 7月21日（水）14時

議 長 　　その他、何かありませんか。
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。
ご苦労さまでした。